○財務省令第八十四号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第二項及び第三項、第二十五条第一項並びに第二十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙様式第２号	**別紙様式第２号**
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
別紙様式第２号（第１０条第２項関係）	別紙様式第２号（第１０条第２項関係）
年　月　日	年　月　日
税関長殿	税関長殿
商号又は名称 氏　名 ［法人の代表者の氏名　］ ［法定代理人の氏名、商号又は名称　］ ［法定代理人の代表者の氏名　］	商号又は名称 氏　名　印 ［法人の代表者の氏名　印］ ［法定代理人の氏名、商号又は名称　印］ ［法定代理人の代表者の氏名　印］
誓　約　書	誓　約　書
私はたばこ事業法第１３条各号に該当しない者であることを誓約します。	私はたばこ事業法第１３条各号に該当しない者であることを誓約します。